

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 23年 8月 24日
【事業年度】	第11期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社エコ・プランニング証券
【英訳名】	ECO-PLANNING SECURITIES Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 輝幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目1番7号
【電話番号】	03-3537-0112
【事務連絡者氏名】	経理部 木川 秀隆
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当事項はございません

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月30日に提出いたしました第11期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(1) 当期財務諸表に対する監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過になっている。また、自己資本規制比率は、金融庁が3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる100%の水準を大きく下回る状況に陥ったことから、業務停止命令を受けており、すでに平成23年3月25日より新規取引の注文を停止している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

会社は、多額の損失を計上した顧客から債権回収を進める予定ではあるものの、貸倒引当金を計上した立替金について全額回収の目処が立たない状況にあるとともに、新規取引の注文を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、具体的な対応策は未確定となっており、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

(訂正後)

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過になっている。また、自己資本規制比率は、金融庁が3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる100%の水準を大きく下回る状況に陥ったことから、自主的に営業を休止し、すでに平成23年3月25日より新規取引の注文を停止している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

会社は、多額の損失を計上した顧客から債権回収を進める予定ではあるものの、貸倒引当金を計上した立替金について全額回収の目処が立たない状況にあるとともに、新規取引の注文を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、具体的な対応策は未確定となっており、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社エコ・プランニング証券

取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員

業務執行社員 公認会計士 星山 和彦

指定社員

業務執行社員 公認会計士 根本 俊一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコ・プランニング証券の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表には重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過になっている。また、自己資本規制比率は、金融庁が3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる100%の水準を大きく下回る状況に陥ったことから、自主的に営業を休止し、すでに平成23年3月25日より新規取引の注文を停止している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

会社は、多額の損失を計上した顧客から債権回収を進める予定ではあるものの、貸倒引当金を計上した立替金について全額回収の目処が立たない状況にあるとともに、新規取引の注文を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでいることから、具体的な対応策は未確定となっており、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社エコ・プランニング証券の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年4月5日開催の取締役会で、当社の金融商品仲介事業部門をひびき証券株式会社に承継させることを決議し、同年4月15日に同社との間で吸収分割契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。